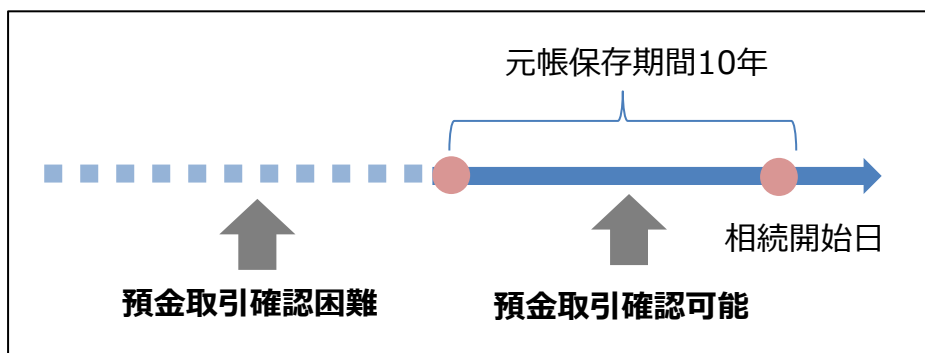


VI.改正動向を注視すべき実務的な視点

1

金融機関の元帳保存期間

預貯金の移動に伴う贈与事実については、金融機関の元帳保存期間（10年）との関係で事実関係に限界があるのではないかと考えます。
古い通帳を保存している場合と保存していなかった場合の課税の結果を比較すると、差異が生じることが想定され、納税者の公平が図られない可能性があります。



2

相続税財産に加算するみなし贈与の範囲

贈与税の課税範囲は不動産や株式などの財産の贈与と経済的利益の享受（「みなし贈与」）です。相続税・贈与税一体課税制度に移行した場合、運用上相続財産に加算するみなし贈与の範囲も広がることになるのか注視する必要があります。

3

贈与者と受贈者の関係が相続関係を生じないものである場合

現行制度において、相続財産を取得しない受贈者に係る相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算されません。相続税・贈与税一体課税制度に移行した場合、このような取り扱いが継続されるのか注視する必要があります。

4

その他の影響

- ①小規模宅地等の特例は、相続・遺贈で取得した宅地等に限定されています。相続税・贈与税一体課税制度に移行した場合、この特例が贈与で取得した宅地等に拡大される措置が講じられるか注視することが必要です。
- ②相続税・贈与税一体課税制度に移行した場合、相続税の課税額が増加し、相続税額の負担が増加することになります。これに伴う相続税の税率・相続税の基礎控除額の見直しが行われるのか注視することが必要です。
- ③相続税・贈与税一体課税制度の構築によって、若年世代への早期の財産移転を促進するため、相続税額の2割加算のあり方についても検討が必要になります。